

平成29年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者応募要項」に係る審査）

- 1 開催日時 平成29年7月11日（火） 10:00～
- 2 開催場所 青森市役所 第1庁舎3階 福利厚生室
- 3 対象施設 青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、
青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、
北部地区農村環境改善センター、青森市荒川市民センター、
青森市油川市民センター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
委員 岸田 耕司（財務部次長）
委員 長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）
 - (2) 施設所管課（中央市民センター） 館長 杉山 潔
主幹 高村 謙一
主幹 千葉 皆工
主事 木村 賢
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 畑井 裕樹
- 5 欠席者 委員 永澤 治（農林水産部次長）
委員 西村 春夫（東北税理士会青森支部税理士）
- 6 案件 指定管理者応募要項について
- 7 審査結果
応募要項（案）への助言を踏まえ、修正後、応募にすることについて、全委員異議なく、全会一致で了承された。

8 主な質疑内容

(委員)

選定基準では、審査項目の財務の健全性について、非公募施設は、コミュニティ意識の醸成や地域住民団体による主体的な活動の促進といった効果が期待できる団体が管理運営を行うため、当該項目は審査不要としているが、確認のため、現在の指定管理者から損益計算書や貸借対照表の書類は提出されているのか。

(施設所管課)

現在の指定管理者の事業活動に収益が見込まれない（実費弁償方式）ため、決算報告書など税務署に提出する税務書類の作成は行われたいものと想定している。

このことから、損益計算書等の書類の提出については不要としているが、指定管理者からは、毎年度事業終了後に収支状況を含む事業報告書が提出されている。

(委員)

各市民センターは、社会教育・生涯学習を推進するための施設であるため、業務内容について、「社会教育法に掲げる事業」と共通した文言を加えた方が、より適切と考える。

(施設所管課)

委員の助言のとおり、より適切と考えるので、共通文言の方向で検討する。

(委員)

講座の年間規定回数の見直しについては、最低53回以上という見直しが図られたということは、その見直しと連動した指定管理料の積算になっているのか。

(施設所管課)

連動する形で指定管理料基準額の積算に反映している。

(委員)

業務員賃金の見直しについて、関係課と協議の結果、現状のままという結果となったということだがどうということか。

(施設所管課)

公民館の運営基準は、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとなっているものの、業務員については、資格要件を必須としていないことから、臨時職員相当の賃金の取り扱いという見解である。

(委員)

修繕料の予算について、実績を踏まえて積算していると思うが、予算が不足した場合は、別途協議するのか。

(施設所管課)

指定管理料の修繕費が不足する場合や大規模修繕については、所管課である中央市民センターの職員が現場の確認・助言などを行っているほか、緊急の場合には、関係部局と協議し、補正予算対応等により、直接、市が修繕を行っているところである。

(委員)

非公募施設であるが、各市民センターの運営協議会は、引き続き管理運営を受けてくれるのか。

(施設所管課)

引き続き管理運営を受けていただく予定である。

(委員)

荒川市民センターの指定管理料基準額が約100万円減の理由は何か。

(施設所管課)

主な減額の内容については、電力契約の見直しによる削減効果と燃料費等の実績を踏まえて減額となったものである。

(委員)

市民センターによっては、前回(平成25年度)の指定管理料基準額と比較して、増額されているが主な内容は何か。

(施設所管課)

平成27年度に業務員の体制について、防犯上、夜間2人体制確保のため業務員1人の追加配置と実績を踏まえた維持修繕料が増額となったものである。